

吹田市立老人デイサービスセンター条例一部改正の骨子案

1 趣旨及び概要

市内に 4 施設ある市立老人デイサービスセンターは、デイサービス事業所の先導的役割を担うため、平成 8 年（1996 年）から 15 年（2003 年）にかけて設置された施設です。

現在は、民間の事業者が設置する老人デイサービスセンターも増えてきている状況で、市立施設とあわせて市内に 98 施設あり、それぞれの施設が、日常生活において介護を要する高齢者に対し、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供しています。

このような現状を踏まえ、市内の老人デイサービスセンターの利用者の需給状況、施設の老朽化の程度等の観点から、市立施設の在り方を検討した結果、令和 6 年(2024 年)3 月末をもって市立千里山西デイサービスセンターを廃止することとしました。

市立老人デイサービスセンターの設置については、吹田市立老人デイサービスセンター条例において定めていることから、同センターの廃止に必要な改正を行うものです。

2 改正内容

千里山西デイサービスセンターの設置に係る規定を削除します。

3 施行予定

令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から施行します。